

戦後占領期における天然痘の流行と対策

田中 誠二¹⁾, 杉田 聡²⁾, 丸井 英二³⁾¹⁾新潟大学人文社会・教育科学系, ²⁾大分大学医学部, ³⁾順天堂大学医学部公衆衛生学教室

【研究の背景】 われわれは、占領下日本における天然痘（Smallpox）の流行と対策の概要について、第66回日本公衆衛生学会総会（2007）にて報告した。その内容は以下2点に集約される。1）1945年10月から1946年1月第1週までは各週の新規患者数（全国）が100人以下であったが、その後急激に増加し1946年3月には毎週1,200～1,400人の発生が報告された。3月をピークに以後、経時的に減少し7月には流行が収まった。2）GHQ/SCAP/PHW（公衆衛生福祉局）がこの流行に対して講じた対策を以下3つの局面に分類することができた。

- (1) 「ワクチン不足・製造加速」期（～1946年1月第4週）
- (2) 「ワクチン充足・予防接種プログラム実施」期（1946年2月第1週～4月第4週）
- (3) 「接種技術の欠陥発見・再接種プログラム実施」期（1946年5月第1週～）

第3局面における接種技術の欠陥発見とは、皮膚消毒に許容の強さを超えるアルコールやフェノール溶液が使用されていたことを問題視したもので、GHQは直ちにその使用を禁止するとともに代わりにアセトンか石鹼・水を用いる指示を出した（SCAPIN-921）。この点について、渡部も『公衆衛生叢書 第四輯 痘瘡』（厚生省、昭和22年10月発行）を検討し、第76回日本民族衛生学会総会（2011）で報告している。

【目的】 われわれのこれまでの研究はGHQ/SCAP文書のうちWeekly Bulletin（週刊広報）を用いて、PHWを中心とする天然痘対策の概略を把握することに主眼を置いた。本報告では、さらなる詳細な実態把握を目指し日本側資料の検討を行ったので紹介する。

【方法】 国立公文書館にて占領期の天然痘流行・対策に関係する行政文書の探索・収集作業を行った。得られた資料から日本（政府）側の動向を検討し、PHWの対策内容との関連づけによる考察を行った。

【結果と考察】 「覺書関係」（昭和21～22年）という表紙が付された綴りのなかに「聯合國最高司令官ヨリノ指令覺書ニ對シ採リタル措置ノ概要」（厚生省）という文書が保存されていた。これはGHQ/SCAPの指令に対する日本の対応を時系列に整理したもので、天然痘について言えば、既述のSCAPIN-610やSCAPIN-921（主題：Vaccination against Smallpox（1946/5/4））、SCAPIN-1013（主題：Report on Revaccination against Smallpox（1946/6/11））などの指令に対しどのような措置をとったか簡略的ではあるが記録されていた。

また、「昭和二十年八月十四日起 次官会議事項綴 原本」という表題の綴りには「自昭和二十一年二月二十一日 幣原内閣次官会議書類（其ノ二）」という文書が保存され、そのなかに「痘瘡並ニ發疹「チフス」防疫対策」（厚生省、1946/3/14）という文書が含まれていた。そこに記された天然痘対策は必ずしも種痘に限ったものでなく、例えば「衛生思想ノ普及啓蒙ノ実施」の方法として一日4回のラジオ放送やパンフレット、ポスターの作成・配布など具体的に記し、また「各省ニ協力ヲ依頼スベキ事項」として広範な内容が箇条書きされていた。GHQ/SCAPの“命令に応じる措置”という枠を超えて、日本政府は天然痘流行の対応策を多岐にわたって構想していたことが読み取れる。

本研究は日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「占領期の保健医療政策に関する考察 GHQ文書内の相互リンク化による検証」(研究代表者：杉田聡／研究分担者：田中誠二)の成果の一部である。